

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料9番
所管人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、60歳を超える職員の給与を60歳時の7割水準に改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する。

2 改正概要

定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、次のとおり規定を整備する。

(1) 60歳を超える職員の給料月額の算定方法

60歳を超える職員（適用除外の職員は除く。）の給料月額を原則60歳時の7割とする（以下「7割措置」という。）。

(2) 役職定年により降任した管理監督職の給与の算定方法

降任前に支給されていた管理監督職の給料月額を7割と上記(1)との差額分を、上記(1)に加算して支給する。

(3) 再任用の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定を整備する。

(4) 暫定再任用職員の給与について規定を整備する。

(5) その他規定の文言整理等をする。

3 施行日

令和5年4月1日

ただし、(5)については公布の日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基き、この条例を定める。 第 1 条から第 5 条まで（略） （初任給及び昇格昇給等の基準） 第 6 条 第 1 項から第 6 項まで（略） 7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 7 号）第 7 条の規定に基づき、<u>その者が降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。</u> 8 <u>地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> 9（略） 第 6 条の 2（略） <u>（削除）</u> 第 7 条から第 14 条まで（略） （超過勤務手当） 第 15 条 第 1 項から第 3 項まで（略）</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基き、この条例を定める。 第 1 条から第 5 条まで（略） （初任給及び昇格昇給等の基準） 第 6 条 第 1 項から第 6 項まで（略） 7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 7 号）第 7 条の規定に基づき、<u>当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。</u> 8 <u>地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> 9（略） 第 6 条の 2（略） <u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u> 第 6 条の 3 <u>地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第 6 条第 8 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> 第 7 条から第 14 条まで（略） （超過勤務手当） 第 15 条 第 1 項から第 3 項まで（略）</p>

新	旧
<p>4 <u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>第15条第5項から第17条まで（略） （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第18条 第14条第1項、第15条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務職員等</u>（略） (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p> <p>第18条の2から第20条の3まで（略） （期末手当）</p> <p>第21条 第1項及び第2項（略）</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>第21条の2及び第21条の3（略）</p>	<p>4 <u>育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>第15条第5項から第17条項まで（略） （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第18条 第14条第1項、第15条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務職員等</u>（略） (2) <u>再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数</p> <p>第18条の2から第20条の3まで（略） （期末手当）</p> <p>第21条 第1項及び第2項（略）</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4及び5（略）</p> <p>第21条の2及び第21条の3（略）</p>

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 21 条の 4 第 1 項及び第 2 項 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 50」と、「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 60」とする。</p> <p>4 から 6 まで (略)</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第 21 条の 5 第 1 項 (略)</p> <p>2 第 9 条の 3 から第 11 条まで、第 11 条の 3、第 13 条の 2 及び次条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 22 条から第 23 条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>9 平成 18 年 3 月 31 日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年 4 月 1 日以降行政職給料表 (二) の適用を受けることとなる<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、<u>第 6 条第 8 項の規定により算出した額</u>に 12,000 円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 <u>当分の間、職員の給料月額は、その者が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日 (付則第 13 項において「特定日」という。) 以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額 (この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額) に 100 分の 70 を乗じて得た額 (その額に、50 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数がある場合はこれを 100 円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 21 条の 4 第 1 項及び第 2 項 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 50」と、「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 60」とする。</p> <p>4 から 6 まで (略)</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p> <p>第 21 条の 5 第 1 項 (略)。</p> <p>2 第 9 条の 3 から第 11 条まで、第 11 条の 3、第 13 条の 2 及び次条の規定は、<u>再任用職員</u>には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 22 条から第 23 条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>9 平成 18 年 3 月 31 日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年 4 月 1 日以降行政職給料表 (二) の適用を受けることとなる<u>再任用職員</u>のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、<u>同表の額</u>に 12,000 円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。</p> <p>10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>時勤務を要しない職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p>	
<p>13 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第11項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第11項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>14 <u>前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>15 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第13項に規定する職員を</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>除く。)であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第 11 項の規定によりその者の受ける給料月額に前 2 項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p>	
<p>16 <u>付則第 13 項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第 11 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前 3 項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>17 <u>当分の間、付則第 11 項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項及び第 4 項並びに第 7 条の規定の適用については、同条例第 2 条第 2 項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号。以下「給与条例」という。）付則第 11 項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第 3 条第 1 項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第 11 項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第 4 項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第 11 項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第 7 条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第 11 項の規定による降給は、この限りでない」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>18 <u>付則第 11 項から前項までに定めるもののほか、付則第 11 項及び第 13 項の規定による給料月額その他付則第 11 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>19 (現行に同じ)</p>	<p>11 平成 21 年 3 月 31 日において幼稚園教育職員の給与に関する条例を廃止する条例（平成 21 年条例第 32 号）による廃止前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年条例第 43 号）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員で、</p>

新	旧
<p>別表第1 (第5条関係) (一部改正) (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係) (一部改正) (略)</p> <p>別表第3 (第5条関係) (一部改正) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係) (一部改正) (略)</p> <p>別表第5 (第5条関係) (一部改正) (略)</p>	<p>同年4月1日から行政職給料表(一)の適用を受けることとなる職員の職務の級、号給及び給料月額は、人事委員会が定める。</p> <p>別表第1 (第5条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係) (略)</p> <p>別表第3 (第5条関係) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係) (略)</p> <p>別表第5 (第5条関係) (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)付則第11項から第18項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(改正後の条例付則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する</p>	

新	旧
<p>前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。</p> <p>5 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第 9 項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。</p> <p>6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 15 条第 4 項及び第 18 条第 2 号の規定を適用する。</p> <p>7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 21 条第 3 項の規定を適用する。</p> <p>8 改正後の条例第 21 条の 4 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第 3 項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された</p>	

新	旧
<p><u>職員」とする。</u></p> <p><u>9 職員の給与に関する条例第9条の3から第11条まで、第11条の3、第13条の2及び第22条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> <u>(委任)</u></p> <p><u>10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u> <u>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文略（別紙1 新旧対照表のとおり）</u></p> <p><u>12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第42号）の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文略（別紙2 新旧対照表のとおり）</u></p> <p><u>13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第4号）の一部を次のように改正する。</u> <u>改め文略（別紙3 新旧対照表のとおり）</u></p>	

別紙1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和4年 月 日 条例第 号</p> <p>付 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、<u>施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）<u>であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる<u>職員の給料月額は、人事委員会の定めるところによ</u></p>	<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月12日 条例第4号</p> <p>付 則</p> <p>1 から 4 まで (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち<u>施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級又は7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する。</u></p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（<u>前項に規定する同一給料表適用特定職員を除く。</u>）<u>について、同項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員<u>について、任用の事情等を考慮して前2項の規定により給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支</u></p>

新	旧
<p>り、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>8 同一給料表適用特定職員(行政職給料表(二)の適用を受ける<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に限る。)</u>のうち、<u>施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員</u>の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>9から16まで及び付則別表第1から第3まで(略)</p>	<p>給する。</p> <p>8 同一給料表適用特定職員(行政職給料表(二)の適用を受ける再任用職員に限る。)のうち<u>施行日以降にその者の受ける給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。</u></p> <p>9から16まで及び付則別表第1から第3まで(略)</p>

別紙2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和4年 月 日 条例第 号</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>4 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第4号)付則第5項の規定は、同項中「<u>施行日の前日において受けていた給料月額</u>」とあるのは「<u>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年条例第42号)の施行の日の前日においてその者が受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第4号)付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(百円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。)</u>」と読み替えて適用する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年11月29日 条例第42号</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>4 施行日以後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第4号)付則第5項の規定は、同項中「<u>のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額</u>」とあるのは「<u>のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年条例第42号)の施行の日の前日においてその者が受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年条例第4号)付則第5項の規定による給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。)</u>」と読み替えて適用する。</p> <p>5 (略)</p>

別紙3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和4年 月 日 条例第 号</p> <p>付 則</p> <p>1 から 7 まで (略)</p> <p>8 同一給料表適用特定職員(行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「<u>暫定再任用常時勤務職員</u>」という。)及び令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。)に限る。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額(暫定再任用短時間勤務職員にあっては、<u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年条例第43号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)</u>)<u>(改正後の条例付則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)</u>とする。</p> <p>9 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)</u>に対する</p>	<p>○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成30年3月12日 条例第4号</p> <p>付 則</p> <p>1 から 7 まで (略)</p> <p>8 同一給料表適用特定職員(行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。)に限る。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

新	旧
<p><u>前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。</u></p>	
<p><u>10</u> (略)</p>	<p><u>9</u> (略)</p>
<p><u>11</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p><u>12</u> (略)</p>	<p><u>11</u> (略)</p>
<p><u>13</u> (略)</p>	<p><u>12</u> (略)</p>
<p><u>14</u> 付則第 <u>11</u> 項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p>	<p><u>13</u> 付則第 <u>10</u> 項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</p>
<p><u>15</u> (略)</p>	<p><u>14</u> (略)</p>
<p><u>16</u> (略)</p>	<p><u>15</u> (略)</p>
<p><u>17</u> (略)</p>	<p><u>16</u> (略)</p>
<p>別表付則第1から第3まで (略)</p>	<p>別表付則第1から第3まで (略)</p>